

【表紙】  
【提出書類】 大量保有報告書  
【根拠条文】 法第27条の23第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【氏名又は名称】 弁護士 渡邊 剛  
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業  
【報告義務発生日】 2024年5月31日  
【提出日】 2024年6月7日  
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 2  
【提出形態】 連名  
【変更報告書提出事由】 該当なし

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ダントーホールディングス株式会社
証券コード	5337
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### (1)【提出者の概要】

##### 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	エボ ファンド（Evo Fund）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9005、カマナ・ベイ、ワン・ネクサス・ウェイ、インタートラスト・コーポレート・サービス（ケイマン）リミテッド方
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### 【法人の場合】

設立年月日	2006年12月22日
代表者氏名	リチャード・チゾム
代表者役職	取締役
事業内容	投資事業

##### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 原口 夕梨花
電話番号	03-6775-1000

#### (2)【保有目的】

純投資であり、状況に応じて、提出者は発行者の経営陣に対して経営の助言を行う場合がある。

(3) 【重要提案行為等】

該当なし
------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	300,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 3,300,000	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 3,600,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,600,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		3,300,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2024年5月31日現在)	V	33,000,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		9.92
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2024年5月16日	株券(普通株式)	300,000	0.83	市場外	取得	借株
2024年5月31日	新株予約権証券(第1 回)	3,300,000	9.09	市場外	取得	0.86

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

淡路交通株式会社より借株300,000株。  
発行者と第1提出者は2024年5月31日付で、新株予約権（第1回）の第三者割当に関して買取契約を締結している。同契約に基づき、第1提出者は、原則として、(i)1,320,000株に相当する新株予約権（第1回）を割当日の翌日から165取引日以内に、及び(ii)全ての新株予約権（第1回）を割当日の翌日から330取引日以内に行使用することを約束している（コミットメント期間）。これらのコミットメント期間は、同契約の規定に従い延長される可能性がある。同契約に規定される一定の条件が満たされた場合、上記のコミットメント条項は消滅する。第1提出者は、同契約に規定する一定の条件が存在する場合、発行者が指定した数を超過する新株予約権（第1回）を行使用しないことについても同意している。第1提出者は、新株予約権（第1回）を譲渡する場合、発行者の取締役会の承認を得なければならない。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	2,838
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	借株300,000株
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	2,838

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2 【提出者（大量保有者） / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（米国法人）
氏名又は名称	エボリューション・キャピタル・マネジメント・エルエルシー （Evolution Capital Management LLC）
住所又は本店所在地	10ステートライン・ロード、クリスタル・ベイ、ネバダ州、89402、アメリカ合衆国
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2002年5月16日
代表者氏名	リチャード・チゾム
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	投資事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 原口 夕梨花
電話番号	03-6775-1000

(2) 【保有目的】

純投資（投資一任契約に基づく運用を目的としている。）
----------------------------

(3) 【重要提案行為等】

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			300,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H 3,300,000
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 3,600,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		3,600,000
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		0

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	3,300,000
--	---	-----------

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2024年5月31日現在)	V	33,000,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2024年5月16日	株券(普通株式)	300,000	0.83	市場外	取得	借株
2024年5月31日	新株予約権証券(第1回)	3,300,000	9.09	市場外	取得	0.86

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

投資一任契約に基づく運用を目的としている。
-----------------------

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	2,838
上記(Y)の内訳	投資一任契約に基づく運用を目的として保有するもの。上記(Y)は、第1提出者が使用する資金である。
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	2,838

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) エボ ファンド (Evo Fund)  
(2) エボリューション・キャピタル・マネジメント・エルエルシー (Evolution Capital Management LLC)

### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

#### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	300,000		300,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 3,300,000	-	H 3,300,000
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 3,600,000	P	Q 3,600,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		3,600,000
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,600,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		6,600,000

#### (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2024年5月31日現在)	V	33,000,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		9.09
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

#### (3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
エボ ファンド (Evo Fund)	3,600,000	9.92

エボリューション・キャピタル・マネジメント・エルエルシー (Evolution Capital Management LLC)	0	0.00
合計	3,600,000	9.09